

厚生年金基金関係通知（局長通達） 新旧対照表

ページ

第1	厚生年金基金の設立認可について（昭和41年9月27日年発第363号）	1
第2	厚生年金基金の事業運営について（昭和41年11月30日年発第549号）	4
第3	厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）	5
第4	厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）	24
第5	厚生年金基金の解散及び移行認可について（平成9年3月31日年発第1682号）	44
第6	厚生年金基金の財政運営等の特例について（平成11年9月30日年発第692号）	46
第7	厚生年金基金の年金給付等積立金の評価方法について（平成16年3月16日年発第0316001号）	52
第8	特定基金の解散に関する特例について（平成17年2月25日年発第0225001号）	53

厚生年金基金の設立認可について（昭和41年9月27日年発第363号）新旧対照表—1

新	旧
<p>別紙 厚生年金基金設立認可基準 第1～第2 (略) 第3 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項 1～6 (略) 7 給付設計の変更にあたっては給付水準が下がらないことを原則とするが、やむを得ず、給付水準が下がる場合にあつては、次の(1)～(5)の要件をすべて満たしていること。 (1) 次のア～オのいずれかの場合に該当していること。 ア～エ (略) オ 基金の給付水準を引き下げることにより減少する掛金に相当する額を確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第2項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）の掛金として拠出することとする場合、又は、次の(ア)及び(イ)の要件をいずれも満たして、<u>法第144条の5第1項の規定に基づき、年金給付等積立金の一部を企業型年金の確定拠出年金法第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関（以下「資産管理機関」という。）に移換しようとする場合</u> (ア) 給付水準の引下げの対象者は<u>法第144条の5第2項に規定する移換加入員（以下「移換加入員」という。）となるべき者のみ</u>であり、移換加入員となるべき者以外の者の給付を引き下げないこと。</p>	<p>別紙 厚生年金基金設立認可基準 第1～第2 (略) 第3 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項 1～6 (略) 7 給付設計の変更にあたっては給付水準が下がらないことを原則とするが、やむを得ず、給付水準が下がる場合にあつては、次の(1)～(5)の要件をすべて満たしていること。 (1) 次のア～オのいずれかの場合に該当していること。 ア～エ (略) オ 基金の給付水準を引き下げることにより減少する掛金に相当する額を確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第2項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）の掛金として拠出することとする場合、又は、次の(ア)及び(イ)の要件をいずれも満たして、<u>法第144条の3第1項の規定に基づき、年金給付等積立金の一部を企業型年金の確定拠出年金法第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関（以下「資産管理機関」という。）に移換しようとする場合</u> (ア) 給付水準の引下げの対象者は<u>法第144条の3第2項に規定する移換加入員（以下「移換加入員」という。）となるべき者のみ</u>であり、移換加入員となるべき者以外の者の給付を引き下げないこと。</p>

厚生年金基金の設立認可について（昭和41年9月27日年発第363号）新旧対照表—2

新	旧
<p>(イ) <u>基金の加入員又は加入員であった者が負担した掛金(徴収金を含む。)</u>を原資とする部分(以下「本人負担分」という。)の移換に当該加入員又は加入員であった者が同意しない場合にあっては、当該本人負担分は移換しないこと。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第5 中途脱退者に関する事項</p> <p>1 老齢年金給付の支給に関する権利義務を<u>企業年金連合会</u>(以下「連合会」という。)又は他の基金に移転する中途脱退者の範囲は、加入員期間20年未満の範囲内で、規約で定めなければならないこと。この場合において、加入員期間10年未満の者(法附則第32条第1項等の規定による認可を受けた基金の中途脱退者を除く。)は、他の基金へ老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場合を除き、<u>連合会</u>に一律に移転するものとする。また、加入員期間10年以上20年未満の者又は一定年齢以上の高齢者については、老齢年金給付の支給に関する権利義務を連合会に移転することについて本人が同意しない場合及び他の基金へ老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場合を除き、<u>老齢年金給付の支給に関する権利義務を連合会へ移転する中途脱退者</u>とすることができること。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(イ) <u>厚生年金基金令(昭和41年政令第324号)第41条の4第4号</u>に規定する移換相当額に、<u>基金の加入員及び加入員であった者が負担した掛金(徴収金を含む。)</u>を原資とする部分が含まれていないこと。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第5 中途脱退者に関する事項</p> <p>1 老齢年金給付の支給義務を<u>厚生年金基金連合会</u>(以下「連合会」という。)に移転すべき中途脱退者の範囲は、加入員期間15年未満の範囲内で、規約で定めなければならないこと。この場合において、加入員期間10年未満の者(法附則第32条第1項等の規定による認可を受けた基金の中途脱退者を除く。)は、一律に移転するものとする。また、加入員期間10年以上15年未満の者又は一定年齢以上の高齢者については、老齢年金給付の支給義務を連合会に移転することについて本人が同意しない場合を除き、中途脱退者とすることができること。</p> <p>2～4 (略)</p>

厚生年金基金の設立認可について（昭和41年9月27日年発第363号）新旧対照表—3

新	旧
<p>5 中途脱退者に支給すべき脱退一時金相当額の交付を、本人が脱退一時金の請求をする場合及び他の基金、<u>確定給付企業年金法第4条第3号に規定する資産管理運用機関又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会(第7の1において「企業年金制度等」という。)</u>への脱退一時金相当額の移換を申し出る場合を除き、連合会に申し出ることを規約に定めていること。</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 解散及び清算に関する事項</p> <p>1 残余財産は、基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者(連合会又は他の基金に老齢年金給付の支給に関する義務を移転した脱退者以外の脱退者で受給中のもの及び受給待期中のもの並びに加入員)に、公平に分配するよう規約に定められていること。</p> <p>2 <u>法第161条第4項及び法第162条第1項</u>の規定による残余財産の交付の申請については、本人が分配を請求する場合を除き、連合会に申し出ることを規約に定めていること。</p> <p>第8 (略)</p>	<p>5 中途脱退者に支給すべき脱退一時金相当額の交付を、本人が脱退一時金の請求をする場合を除き、連合会に申し出ることを規約に定めていること。</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 解散及び清算に関する事項</p> <p>1 残余財産は、基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者(連合会に老齢年金給付の支給に関する義務を移転した脱退者以外の脱退者で受給中のもの及び受給待期中のもの並びに加入員)に、公平に分配するよう規約に定められていること。</p> <p>2 <u>法第162条の3第4項及び法第162条の4第1項</u>の規定による残余財産の交付の申請については、本人が分配を請求する場合を除き、連合会に申し出ることを規約に定めていること。</p> <p>第8 (略)</p>

厚生年金基金の事業運営について（昭和41年11月30日年発第549号）新旧対照表

新	旧
<p>別紙 厚生年金基金の事業運営基準 第1～第5 (略) 第6 1 業務の委託 (1) 法第130条第5項の規定により、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、<u>企業年金連合会</u>又は厚生労働大臣が指定した法人に業務を委託するときは、委託業務の内容を規約に定め、業務の委託に関する契約を締結し、規約の変更及び契約書の写しを基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に届け出ること。 なお、委託業務の内容を変更したときは、業務委託の変更及び規約の変更並びに業務の委託の変更に関する契約書の写しを地方厚生局長等に届け出ること。 (2) (略) 2～3 (略) 第7～第11 (略)</p> <p>別紙 厚生年金基金監事監査規定要綱 (略)</p>	<p>別紙 厚生年金基金の事業運営基準 第1～第5 (略) 第6 1 業務の委託 (1) 法第130条第5項の規定により、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、<u>厚生年金基金連合会</u>又は厚生労働大臣が指定した法人に業務を委託するときは、委託業務の内容を規約に定め、業務の委託に関する契約を締結し、規約の変更及び契約書の写しを基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に届け出ること。 なお、委託業務の内容を変更したときは、業務委託の変更及び規約の変更並びに業務の委託の変更に関する契約書の写しを地方厚生局長等に届け出ること。 (2) (略) <u>(3) 年金数理に関する業務は、厚生年金基金連合会に委託することができないものであること。</u> 2～3 (略) 第7～第11 (略)</p> <p>別紙 厚生年金基金監事監査規定要綱 (略)</p>

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—1

新	旧
<p>第1 厚生年金基金の解散の認可申請について</p> <p>1～2の2 (略)</p> <p>3 厚生年金保険法第161条第1項の規定に基づき企業年金連合会（以下「連合会」という。）が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類（様式第3号）</p> <p>厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例を定める件（平成11年厚生省告示第192号。以下「責任準備金算出告示」という。）により算出し作成すること。</p> <p>なお、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割があった場合又は平成12年4月1日から平成17年9月30日までに基金間の権利義務の移転若しくは承継があった場合は、基金解散日において責任準備金算出告示第7項から第11項までに定める必要な読み替えを行って算出し作成した書類に分割日又は権利義務の移転日の前日において解散したものとみなして算出し作成した書類を添えて提出すること。</p> <p>3の2～4 (略)</p> <p>第2 厚生年金基金の解散に伴う清算業務について</p> <p>1 財産目録等の承認申請</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>第1 厚生年金基金の解散の認可申請について</p> <p>1～2の2 (略)</p> <p>3 厚生年金保険法第162条の3第1項の規定に基づき厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類（様式第3号）</p> <p>厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例を定める件（平成11年厚生省告示第192号。以下「責任準備金算出告示」という。）により算出し作成すること。</p> <p>なお、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割又は基金間の権利義務の移転若しくは承継があった場合は、基金解散日において責任準備金算出告示第7項から第10項に定める必要な読み替えを行って算出し作成した書類に分割日又は権利義務の移転日の前日において解散したものとみなして算出し作成した書類を添えて提出すること。</p> <p>3の2～4 (略)</p> <p>第2 厚生年金基金の解散に伴う清算業務について</p> <p>1 財産目録等の承認申請</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—2

新	旧
<p>(3) 厚生年金保険法第161条第1項の規定により連合会が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類（様式第3号）</p> <p>解散した日現在において、責任準備金算出告示により算出し作成すること。 <u>なお、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割があった場合又は平成12年4月1日から平成17年9月30日までに基金間の権利義務の移転若しくは承継があった場合は、基金解散日において責任準備金算出告示第7項から第11項までに定める必要な読み替えを行って算出し作成した書類に分割日又は権利義務の移転日の前日において解散したものとみなして算出し作成した書類を添えて提出すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 解散に伴う事務の引継ぎ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 厚生年金保険法第161条第1項の規定により連合会が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類（様式第3号）</p> <p>解散した日現在において、責任準備金算出告示により算出し作成すること。 <u>なお、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割があった場合又は平成12年4月1日から平成17年9月30日までに基金間の権利義務の移転若しくは承継があった場合は、基金解散日において責任準備金算出告示第7項から第10項に定める必要な読み替えを行って算出し作成した書類に分割日又は権利義務の移転日の前日において解散したものとみなして算出し作成した書類を添えて提出すること。</u></p> <p>2の2～8 (略)</p>	<p>(3) 厚生年金保険法第162条の3第1項の規定により連合会が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類（様式第3号）</p> <p>解散した日現在において、責任準備金算出告示により算出し作成すること。 <u>なお、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割又は基金間の権利義務の移転若しくは承継があった場合は、基金解散日において責任準備金算出告示第7項から第10項に定める必要な読み替えを行って算出し作成した書類に分割日又は権利義務の移転日の前日において解散したものとみなして算出し作成した書類を添えて提出すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 解散に伴う事務の引継ぎ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 厚生年金保険法第162条の3第1項の規定により連合会が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類（様式第3号）</p> <p>解散した日現在において、責任準備金算出告示により算出し作成すること。 <u>なお、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割又は基金間の権利義務の移転若しくは承継があった場合は、基金解散日において責任準備金算出告示第7項から第10項に定める必要な読み替えを行って算出し作成した書類に分割日又は権利義務の移転日の前日において解散したものとみなして算出し作成した書類を添えて提出すること。</u></p> <p>2の2～8 (略)</p>

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—3

新	旧
---	---

第3～第4 (略)

別記 勘定科目説明

貸借対照表

(年金経理)

(平成 年 月 日現在)

(略)

資産勘定			
大分類 科目	中分類 科目	小分類	摘要
1. 純資産 流動資産	(略) 未払制度間 受換金	(略) 未払制度間 受換金	(略) 解散日までに 行われた基金間 の給付の支給に 関する権利義務 の承継又は他の 制度からの給付 の支給に関する 権利義務の承継 に係る資産のうち 未収のもの
(略)	未収脱退一時 金相当額 受入金	未収脱退一時 金相当額 受入金	(略) 解散日までに 行われた脱退一時 金相当額受入れ に係る資産のうち 未収のもの
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

第3～第4 (略)

別記 勘定科目説明

貸借対照表

(年金経理)

(平成 年 月 日現在)

(略)

資産勘定			
大分類 科目	中分類 科目	小分類	摘要
1. 純資産 流動資産	(略) 未払制度間 受換金	(略) 未払制度間 受換金	(略) 解散日までに 行われた基金間 の給付の支給に 関する権利義務 の承継又は他の 制度からの給付 の支給に関する 権利義務の承継 に係る資産のうち 未収のもの
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—4

新	旧
---	---

負債勘定			
大分類	中分類	小分類	摘 要
科目	科目		
1. 純資産 (略)	(略)	(略)	(略)
支払備金	(略)	(略)	(略)
	未払制度間 移換金	未払制度間 移換金	解散日までに行われた基金間の給 付の支給に関する権利義務の移転又 は他の制度への給付の支給に関する 権利義務の移転に係る資産のうち未 払のもの (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

負債勘定			
大分類	中分類	小分類	摘 要
科目	科目		
1. 純資産 (略)	(略)	(略)	(略)
支払備金	(略)	(略)	(略)
	未払制度間 移換金	未払制度間 移換金	解散日までに行われた基金間の給 付の支給に関する権利義務の移転に 係る資産のうち未払のもの (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—5

新	旧
---	---

損益計算書

(年金経理)

〔自平成 年 月 日〕
〔至平成 年 月 日〕

費用勘定

大分類 科目	中分類 科目	小分類	摘要
1. 経常収支	(略)	(略)	(略)
制度間移換金	制度間移換金	制度間移換金	当該期間中に行われた基金間の給付の支給に関する権利義務の移転又は他の制度への給付の支給に関する権利義務の移転に係る資産
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

損益計算書

(年金経理)

〔自平成 年 月 日〕
〔至平成 年 月 日〕

費用勘定

大分類 科目	中分類 科目	小分類	摘要
1. 経常収支	(略)	(略)	(略)
制度間移換金	制度間移換金	制度間移換金	当該期間中に行われた基金間の給付の支給に関する権利義務の移転に係る資産
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—6

新				旧			
収益勘定				収益勘定			
大分類	中分類	小分類	摘 要	大分類	中分類	小分類	摘 要
科目	科目			科目	科目		
1. 経常収支	(略)	(略)	(略)	1. 経常収支	(略)	(略)	(略)
制度間受換金	制度間受換金	制度間受換金	当該期間中に行われた基金間の給付の支給に関する権利義務の承継又は他の制度からの給付の支給に関する権利義務の承継に係る資産	制度間受換金	制度間受換金	制度間受換金	当該期間中に行われた基金間の給付の支給に関する権利義務の承継又は他の制度からの給付の支給に関する権利義務の承継に係る資産
脱退一時金相当額受入金	脱退一時金相当額受入金	脱退一時金相当額受入金	当該期間中に行われた脱退一時金相当額受入れに係る資産	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			
(様式第1号) ~ (様式第2号の2) (略)				(様式第1号) ~ (様式第2号の2) (略)			

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—7

新	旧
---	---

(様式第3号)

(その1)

厚生年金保険法第161条第1項に規定する責任準備金に相当する額の総括表
第161条第1項に規定する責任準備金に相当する額

円

平成11年厚生省告示第192号第1項第1号に規定する額	①	円
平成11年厚生省告示第192号第1項第2号に規定する額	②	
平成11年厚生省告示第192号第1項第3号から第3号の4に規定する額	③	
平成11年厚生省告示第192号第1項第5号から第5号の4に規定する額	④	
平成11年厚生省告示第192号第1項第5号の5に規定する額	⑤	
平成11年厚生省告示第192号第1項第7号から第7号の4に規定する額	⑥	
平成11年厚生省告示第192号第1項第8号から第8号の4に規定する額	⑦	
平成11年厚生省告示第192号第1項第9号から第9号の4に規定する額	⑧	
平成11年厚生省告示第192号第1項第11号に規定する額	⑨	
平成11年厚生省告示第192号第1項第12号に規定する額	⑩	
平成11年厚生省告示第192号第1項第13号に規定する額	⑪	
平成11年厚生省告示第192号第1項第14号に規定する額	⑫	
平成11年厚生省告示第192号第1項第15号に規定する額	⑬	
厚生年金保険法第161条第1項に規定する責任準備金に相当する額	⑭	

(注) ⑭=①+②+③+④+⑤-⑥-⑦-⑧+⑨-⑩+⑪-⑫+⑬

(様式第3号)

(その1)

厚生年金保険法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額の総括表
法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額

円

平成11年厚生省告示第192号第1項第1号に規定する額	①	円
平成11年厚生省告示第192号第1項第2号に規定する額	②	
平成11年厚生省告示第192号第1項第3号・第3号の2・第3号の3・第3号の4に規定する額	③	
平成11年厚生省告示第192号第1項第5号・第5号の2・第5号の3・第5号の4に規定する額	④	
平成11年厚生省告示第192号第1項第7号・第7号の2・第7号の3・第7号の4に規定する額	⑤	
平成11年厚生省告示第192号第1項第8号・第8号の2・第8号の3・第8号の4に規定する額	⑥	
平成11年厚生省告示第192号第1項第9号・第9号の2・第9号の3・第9号の4に規定する額	⑦	
平成11年厚生省告示第192号第1項第11号に規定する額	⑧	
厚生年金保険法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額	⑨	

(注) ⑨=①+②+③+④-⑤-⑥-⑦+⑧

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—8

新	旧
<p>(その2) 平成11年厚生省告示第192号第1項第1号に規定する額の明細書 (略)</p> <p>記入上の注意 1 この明細書は、次の場合に作成すること。 ①平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割又は平成12年4月1日から平成17年9月30日までに基金間の権利義務の移転若しくは承継がなかった基金において算出する場合 ② (略) 2～10 (略)</p>	<p>(その2) 平成11年厚生省告示第192号第1項第1号に規定する額の明細書 (略)</p> <p>記入上の注意 1 この明細書は、次の場合に作成すること。 ①平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割又は基金間の権利義務の移転若しくは承継がなかった基金において算出する場合 ② (略) 2～10 (略)</p>

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表—9

新

旧

(その2の2)

平成11年厚生省告示第192号第1項第1号に規定する額の明細書

分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金	①	円
分割日の前日において分割前基金が給付の支給に関する義務を負っていた者に係る分割日の前日における過去期間代行給付現価相当額	②	
分割日の前日において分割前基金が給付の支給に関する義務を負っていた者のうち分割により当該基金が給付の支給に関する義務を承継した者に係る分割日の前日における過去期間代行給付現価相当額	③	
分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金のうち当該基金に係る額	④	

(注) ④=①×③/②

(その2の2)

平成11年厚生省告示第192号第1項第1号に規定する額の明細書

分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金	①	円
分割日の前日において分割前基金が給付の支給に関する義務を負っていた者に係る分割日の前日における代行給付の現価相当額	②	
分割日の前日において分割前基金が給付の支給に関する義務を負っていた者のうち分割により当該基金が給付の支給に関する義務を承継した者に係る分割日の前日における代行給付の現価相当額	③	
分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金のうち当該基金に係る額	④	

(注) ④=①×③/②

分割日の前日における過去期間代行給付現価相当額の明細書

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日	氏名	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成17年4月1日	平成17年4月1日	平成17年4月1日	特別期間	給付乗率	平成16年厚生省告示第59号別表第1率	平成17年厚生省告示第59号別表第2率	過去期間代行給付現価相当額	備考
					加入した被保険者であった期間	加入した被保険者であった期間	加入した被保険者であった期間	加入した被保険者であった期間	加入した被保険者であった期間	加入した被保険者であった期間	加入した被保険者であった期間	加入した被保険者であった期間	加入した被保険者であった期間						
					月	円	月	円	月	円	月	円	月						

(頁)

記入上の注意

- この明細書は、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割があった基金において解散日に責任準備金算出告示第7項から第11項までに定める必要な読み替えを行って算出する場合に作成すること。
2~5 (略)

分割日の前日における代行給付の現価相当額の明細書

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日	氏名	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	特別期間	給付乗率	昭和50年厚生省告示第3号別表第2の表率	責任準備金に相当する額	備考
					加入した被保険者であった期間	加入した被保険者であった期間	加入した被保険者であった期間	加入した被保険者であった期間	加入した被保険者であった期間	加入した被保険者であった期間	加入した被保険者であった期間	加入した被保険者であった期間					
					月	円	月	円	月	円	月	円					

(頁)

記入上の注意

- この明細書は、平成11年10月1日から基金解散日までに基金の分割があった基金において解散日に責任準備金算出告示第5項から第10項に定める必要な読み替えを行って算出する場合に作成すること。
2~5 (略)